

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月22日

寒川町長 木村 俊雄

1. 都市計画の種類及び名称

茅ヶ崎都市計画道路3・3・4号倉見大神線

2. 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

寒川町倉見地内

3. 縦覧場所

寒川町都市建設部都市計画課